

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和5年1月

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和4年11月2日	広島県知事（般－29）第13263号	(株)樹本建設	塚本 将樹	広島県福山市 北本庄1-11-11	一部廃業	大、内
令和4年11月4日	広島県知事（般－4）第38379号	徳島瓦工業	徳島 実	広島県安芸郡海田町 三迫2-3-19-6	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月8日	広島県知事（般－30）第34654号	(株)ライト	堂園 義博	広島県広島市西区 観音町8-17-301	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月9日	広島県知事（般－1）第29946号	一徳技建(有)	徳永 保公	広島県福山市 山手町6-18-12	一部廃業	建
令和4年11月10日	広島県知事（般－29）第34186号	(株)コーシン建設	中原 好啓	広島県呉市 阿賀北5-20-11	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月11日	広島県知事（般－2）第13913号	暁エンジニアリング(株)	小林 久晴	広島県福山市 新浜町1-3-29	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月18日	広島県知事（般－1）第39113号	多田建設	多田 雄次	広島県広島市中区 光南4-2-26-302	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月18日	広島県知事（般－29）第38628号	ミズホ工業(有)	福本 瑞穂	広島県山県郡北広島町 本地3334-2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月18日	広島県知事（般－3）第40300号	黒川建設	黒川 広志	東広島市 黒瀬町乃美尾1157	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月18日	広島県知事（般－4）第4333号	児玉建設(株)	児玉 量	広島県神石郡神石高原町 小畠2258	一部廃業	園
令和4年11月25日	広島県知事（般－3）第14934号	出上造園	出上 継男	広島県山県郡北広島町 石井谷913-3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年11月29日	広島県知事（般－2）第37505号	(株)谷本工業	谷本 竜一	広島県広島市安佐北区 深川3-27-28-9-7	一部廃業	土、と、石、鋼、しゅ、水
令和4年11月29日	広島県知事（般－1）第90号	(有)樽本建設	樽本 孝博	広島県豊田郡大崎上島町 原田1067-1	一部廃業	左、管